

昭和53年9月30日

警察本部訓令第18号

警察本部長

## 埼玉県警察航空機の運用等に関する訓令

### (概要)

本訓令は、埼玉県警察に装備する警察用航空機の運用、整備などに関し必要な事項を定めたものであり、その主な内容は、

- 運用
- 安全管理
- 緊急時の措置

等である。